

月報私学

3
March
2013
Vol.183

日本私立学校振興・共済事業団広報



すべての授業を教科専門の教室で行う「教科センター方式」を採用。新キャンパスでの教育環境の革新とともに、“大学・社会人へとつながる学び”をさらに展開していきます。
写真提供：学校法人同志社 同志社中学校・高等学校（京都府京都市）

CONTENTS

- 平成24年に成立した社会保障・税一体改革関連法（年金分野）…………… 2
- 平成24年度補正予算（案）における私立学校等関係予算の概要…………… 5
- 連載⑰「魅力あふれる学校づくりを目指して」
新時代の校舎建築と教科センター方式による学校運営で魅力創り…………… 7
- 特定健康診査の結果データの提出期限と特定保健指導の実施…………… 9
- 平成25年度の掛金率／ご存じですか？ジェネリック医薬品……………10
- 相談員制度の終了／様式用紙等の請求方法……………11
- 採用時の手続き……………12
- I N F O R M A T I O N……………14
- 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内……………16

平成二十四年に成立した 社会保障・税一体改革関連法（年金分野）

企画室（共済事業本部）

昨年の二月、政府は、社会保障各分野における具体的改革内容や消費税率を段階的に引き上げ、国分の消費税収を全額社会保障四経費（年金・医療・介護・少子化対策）に充てる税制抜本改革の具体的内容とこれらの行程を示した「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定しました。この大綱を受けて、順次、関連法案が第一八〇回通常国会へ提出され、同国会あるいは第一八一回臨時国会において可決・成立しました。このことは、本誌においても、逐次、お知らせしてまいりましたが、本稿では、今回の年金制度改革の全体像の理解を、より一層深めていただくため、改めて年金制度改革法案成立に至るまでの経緯とその論点とされた事項などを概括的にまとめてみました。

年金制度改革関連法案の成立までの経緯及び施行時期

前述の大綱を踏まえ、予算関連法案が順次、国会へ提出されました。

二月―「国民年金法等改正法案」

交付国債（市場で財源を調達せず、交付国債を厚生年金の年金積立金を管理・運用するGPIFや私学事業団に交付、消費税収の財源で当該運用団体に償還）により、二十四年度基礎年金国庫負担二分の一を維持すること。

年金額の特例水準（現在、本来の年金額水準より二・五%高い年金額水準となっている）を解消する。

三月―「年金機能強化法案」

i 低所得者への加算、受給資格期間

の短縮

- ii 高所得者の年金額調整
- iii 短時間労働者の適用拡大
- iv 産休期間中の保険料免除
- v 遺族基礎年金の父子家庭の適用拡大

大

- vi 基礎年金国庫負担割合二分の一の恒久化
- vii 交付国債の償還方法
- 四月―「被用者年金一元化法案」

厚生年金に公務員、私学教職員も加入し、二階部分は厚生年金に統一する。

衆議院では、「社会保障と税の一体改革に関する特別委員会」が設置され、年金機能強化法案、被用者年金一元化法案など計七本の法案が付託され、五月中旬から連日審議が行われました。

野党からは、「交付国債による基礎年金国庫負担二分の一の維持は粉飾である」、「低所得者への加算は、給付と保険料抛出が見合うべきという年金制度の原理・原則に反する」等の指摘が出されましたが、六月上旬から民主・自民・公明の三党間で修正協議が進められ、六月十五日に修正に関する三党の合意文書が交わされました。

修正内容は多岐にわたりました。主なポイントは次のとおりです。

「年金機能強化法案」

- i 低所得者への加算―別に福祉的な給付を行う「年金生活者給付金法案」を提出することで削除
- ii 高所得者の年金額調整―検討規定を設け削除
- iii 短時間労働者の適用拡大―標準報酬月額の下限を引き上げ（七万八千円↓八万八千円）て対象者の範囲を縮小
- vii 交付国債の償還方法―交付国債の償還に関する規定を削除

「国民年金法等改正法案」

交付国債から年金特例公債（「つなぎ国債」市場で財源調達し、その償還財源は消費税収）に財源の調達方法を変更し、二十四・二十五年度基礎年金国庫負担二分の一を維持する。

さらに、今後の社会保障制度改革の検討にあたって「社会保障改革国民会議」を設けることなどを盛り込んだ

「社会保障制度改革推進法案」が三党共同提案で提出されました。これら法案修正に対し、民主党内では消費税引上げに反対する一部議員の離党や参議院での内閣総理大臣への問責決議案による賛否と衆議院解散に関する民主・自民両党間の激しい議論などの動きがありました。年金機能強化法案及び被用者年金一元化法案は、八月十日、民主・自民・公明の三党など賛成多数で可決・成立、国民年金等改正法案も、特例水準解消の実施時期を一年遅らせることの修正をし、十一月十六日、可決・成立しました（これら経緯に関することは「資料1」を、改正の主な内容と施行日については「資料2」をご参照ください）。

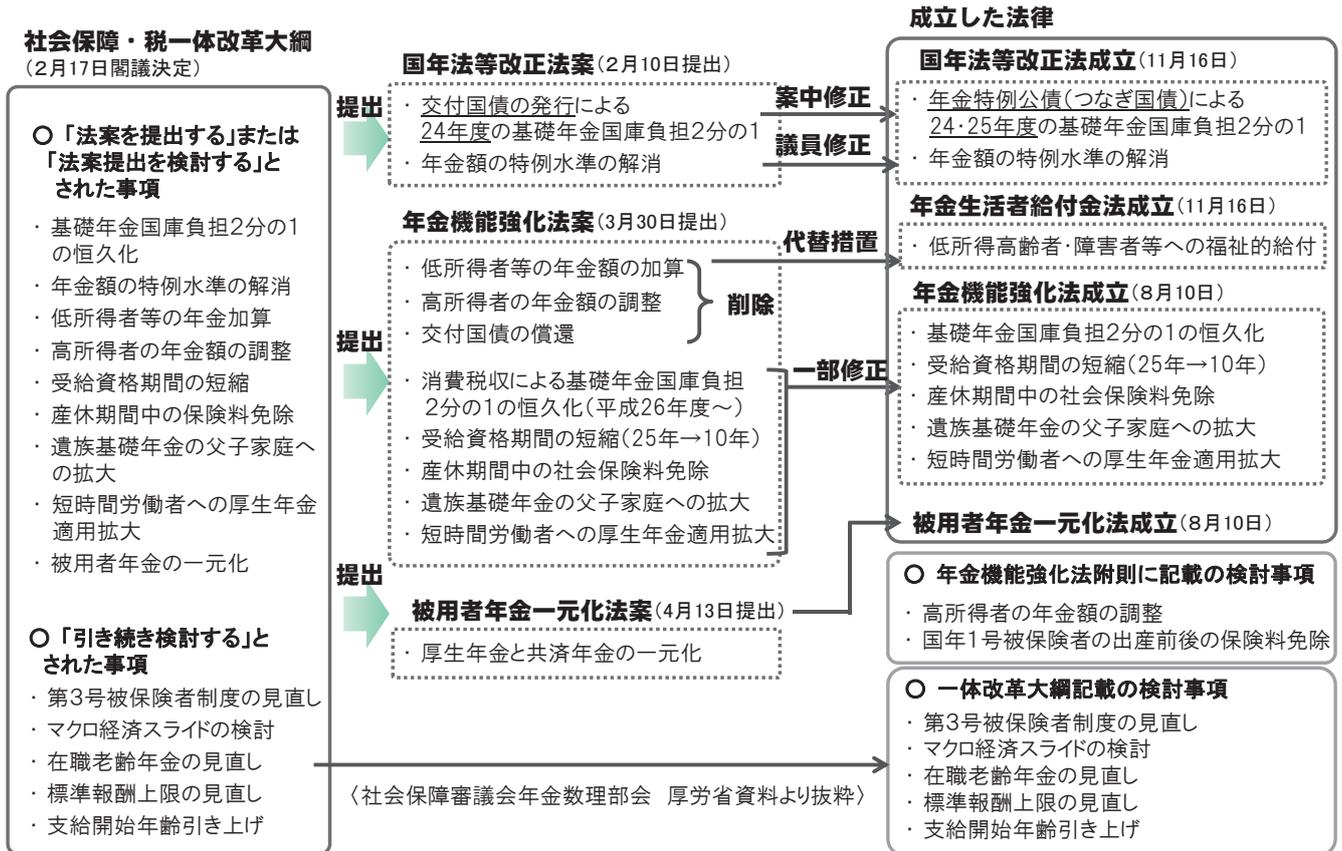
被用者年金一元化法案及び新三階年金にかかる私学共済法等改正法案成立までの経緯

今回の年金制度改革において、学校・私学教職員全体に最も影響を与える改正は、被用者年金一元化法が成立し公布されたことです。

民主党のマニフェストでは、国民すべてが同じ年金制度に加入し、一元的な所得比例年金と最低保障年金の組み合わせによる新たな年金制度の仕組みを掲げておりましたが、「社会保障・税一体改革大綱」では、「被用者年金

社会保障・税一体改革（年金分野）の経緯

〔資料1〕



制度全体の公平性・安定性確保の観点から、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化し、共済制度の職域部分を廃止し、新たな年金の取扱いについては、人事院調査等を踏まえて、官民均衡の観点等から検討を進めるもの」としました。その際、検討にあたっては、自・公政権下で国会へ提出し廃案となった「十九年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する」とし、将来の全年金制度の一元化を展望しつつ、今回の改正は、その一里塚と位置付けました。この大綱を受けて、四月に被用者年金一元化法案が国会へ提出されましたが、その内容は前述のとおり、自・公政権下の十九年法案とほぼ同内容であったため、国会提出後、付託された特別委員会でも野党から特に強い反対意見は出ず、年金機能強化法案の修正に伴う技術的な修正のみで、政府案どおり成立しました。

この一元化法において、廃止後の職域部分に代わる新たな年金制度は、その在り方について、二十四年中に検討を行い、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるとされていますが、その検討にあたっては、前述の大綱で示されたとおり、人事院調査等の結果を踏まえて検討を進めるとされました。その人事院調査結果が三月に公表、公務員の退職金と職域部分の額が、民間企業の退職金と企業年金の

額より、四〇二・六万円高いことが問題となったため、政府は岡田副総理の下に有識者会議を設けて、官民較差の是正及び新たな年金制度に関する検討を進めることとし、与党民主党においてもワーキングチームを設け、この問題を検討していくこととされました。

その他、有識者会議の報告書が七月に取りまとめられました。報告書では、民間との格差は是正すべきとし、一元化の実施が二十七年十月であり、当面の退職者は職域部分の支給水準に大きな変化が生じないことから、公務員の退職金を段階的に引き下げることによって、民間との格差是正を図ることとしています。一方、一元化後、公務員の職域部分が廃止となり、職域部分の額が経過的に減少し、官民バランスが乖離することになることから、導入する新たな年金制度の基本的枠組みについて、公務員の服務規律の維持や高いモラルを持って公務に専念できるといった、様々な要請に対応し得る柔軟な制度設計が必要であることから、退職給付の一部に民間におけるキャリアシユバランス方式を参考とした年金(年金払い退職給付)の導入が適当であることが示されました。

また、私学教職員の年金制度は、ともに学校教育を担う国公立学校の教職員と待遇均衡を図ってきた経緯があり、被用者年金一元化後も、国家公務員の年金制度と同様の制度を導入する

ことが適当であるとされました。
この有識者会議の報告を踏まえ、第一八一回臨時国会に、「私学共済法等改正法」が「国家公務員退職手当法等改正法」とともに提出され、十一月十六日に可決・成立しました。

被用者年金一元化後の留意点

被用者年金一元化法の施行日（二十七年十月一日。以下「施行日」といいます）から、私学教職員は第四号厚生年金被保険者となり、年金については、被用者年金一元化法改正後の厚生年金保険法の適用を受けることになります。

第四号厚生年金被保険者にかかる資格の得喪や標準報酬の決定並びに保険料の徴収の事務は、本事業団が厚生年金の実施機関として、短期給付、福祉事業及び新三階年金と一体的に行いますので、学校法人等からは、これまでどおり本事業団に資格の得喪や標準報酬等の適用関係の報告や掛金等の納付をしていただきます。

また、年金の給付については、施行日前に退職共済年金等の受給権者（以下「既裁定者」といいます）である場合、財産権を勘案しこれまでどおり現行の職域部分は支給されます。また、施行日以後、年金受給権が発生する者（以下「未裁定者」といいます）の私学共

済の加入者期間は第四号厚生年金被保険者期間とみなすことになっていきますので、施行日前後の期間を併せ、基本的に二階部分の老齢厚生年金等の厚生年金の給付を受給することになります。この場合においても期待権への配慮から改正前の職域部分を施行日前の期間を基礎に支給されます。

したがって、既裁定者に係る年金額や施行日前の私学共済加入者期間を長く有し、施行日以後の近い将来に年金受給権が発生する未裁定者にかかる年金額については、今回の改正による影響は少ないといえます。ただし、年金の支給額については、在職中の支給停止や遺族の転給など制度間差異をなくす観点から、改正後の厚生年金法が適用されます。特に、働きながら年金を受給する人は、一元化後の新たな在職支給停止の仕組みが適用されますので、注意が必要です。なお、急激に支給額が減じないように緩和の措置が設けられています。

これら具体的取り扱いについては、今後政令で定められることになっていきますので、分かり次第お知らせしてまいります。

なお、一元化の概要については昨年の本誌六月号を、新三階年金の概要については昨年の本誌十二月号をご覧ください（私学共済ホームページ「刊行物」からも閲覧できます）。

【資料2】

改正の主な内容と施行日

○ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律【年金機能強化法】（平成24年8月10日成立）	
〈改正法の主な内容〉	〈施行日〉
①年金の受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する。	平成27年10月1日（予定）※
②基礎年金国庫負担の2分の1を恒久化する年度を平成26年度と定める。	平成26年4月1日（予定）※
③短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。	平成28年10月1日
④厚生年金、健康保険等について、産休期間中の保険料免除を行う。	公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日
⑤遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。	平成26年4月1日（予定）※
○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律【被用者年金一元化法】（平成24年8月10日成立）	
〈改正法の主な内容〉	〈施行日〉
①厚生年金に公務員及び私学教職員も加入し、2階部分の年金は厚生年金に統一する。	平成27年10月1日
②共済年金と厚生年金の保険料率（上限18.3%）を統一し、制度の差異を解消する。	
③共済年金にある公的年金としての3階部分（職域部分）は廃止する。	
④追加費用削減のため、恩給期間にかかる給付について27%引き下げる。	公布日から1年を超えない範囲内で政令で定める日
○ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成24年11月16日成立）	
〈改正法の主な内容〉	〈施行日〉
①平成24年度・25年度の基礎年金国庫負担割合を、消費税増税により得られる収入を償還財源とする年金特例公債（つなぎ国債）により、2分の1とする。	公布日（平成24年11月26日）
②年金額の特例水準（2.5%）について、平成25年度から平成27年度までの3年間で解消する。（H25年10月▲1.0%、H26年4月▲1.0%、H27年4月▲0.5%）	平成25年10月1日
○ 年金生活者支援給付金の支給に関する法律案（平成24年11月16日成立）	
〈法律の主な内容〉	〈施行日〉
年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等に福祉的な給付を行う。	平成27年10月1日（予定）※

※（予定）は、消費税引き上げとともに施行するとされた項目ですが、経済状況等によっては引き上げが実施されない場合があります。

平成二十四年度補正予算(案)における 私立学校等関係予算の概要

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

平成二十四年度補正予算(案)は平成二十五年一月十五日に閣議決定され、現在第一八三回通常国会において審議されております。

本予算(案)は、「私立学校施設の耐震化等防災安全対策の推進」及び「大学等における教育研究基盤(施設・設備)の整備」などを通して、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成二十五年一月十一日閣議決定)に示されている重点事項のうち「復興・防災対策」及び「成長による富の創出」などに資することを目的としています。ここでは、私立学校関係予算の概要について説明します。

私立学校施設の耐震化等防災安全対策の推進

私立学校(大学・短期大学・高等専門学校・高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・幼稚園・特別支援学校・専修学校)施設の耐震化等防災安全対策の推進に対する支援として、次の二つの予算を計上するとともに、各補助事業において、補助対象事業費の上限・下限額の撤廃・引き下げによる補助対象の拡大や実施設計費の上限の撤廃な

どを合わせて実施するなど補助制度の改善充実を図っています。

1 耐震化等防災安全対策への補助

私立学校の耐震化等防災機能強化としては、私立学校施設の耐震補強、私立幼稚園の危険園舎改築、非構造部材の耐震対策、備蓄倉庫や自家発電設備の整備等防災機能強化などに要する工事費等の一部を補助するため、八六億円を計上しています。

さらに、防災機能強化として避難所指定を受けた高等学校等及び災害拠点病院指定を受けた大病院に設置する自家発電設備の単体整備について、新たに補助対象としています。

安全対策としては、大学等や高等学校等におけるアスベスト対策、防犯対策、バリアフリー化工事などの安全機能強化に要する工事費等の一部を補助するため、三二億円を計上しています。

2 耐震化等防災安全対策のための長期低利融資制度の拡充(日本私立学校振興・共済事業団出資)

私立学校の耐震化工事や防災安全対策関係工事の補助対象事業における学

校法人負担分に対する長期低利融資制度を新設しました。さらに、幼稚園から高等学校等に対しては、従来の融資率七五から八〇パーセントを一〇〇パーセントに緩和するなどの融資制度の改善を合わせて実施しています。

【耐震化工事関係】

低利融資期間二十年、金利〇・五%(専修学校等においては、通常の一般施設費貸付金利一〇・五%)〔二十七年年度融資分まで〕三三億円

【防災安全対策工事関係】

低利融資期間二十年、金利〇・五%(専修学校においては、通常の一般施設費貸付金利一〇・五%)〔二十五年年度融資分まで〕三億円

大学等における教育研究基盤(施設・設備)の整備

私立学校の教育研究基盤を強化し、多様で特色ある教育研究の一層の展開を図ることで、我が国の成長やイノベーションの牽引役を担う人材を育成するための支援として、次の予算を計上するとともに、各補助事業において、補助対象事業費の下限額の引き下げによる補助対象の拡大や実施設計費の上限の撤廃などを合わせて実施するなど補助制度の改善充実を図っています。

さらに今回、大病院に設置する教育研究用装置・設備についても補助対

象としています。

1 教育研究施設・装置の整備

私立大学や高等学校等における教育研究装置の整備やICT・校内LAN整備などの施設の高機能化、エコキャンパス推進事業に加え、私立幼稚園における屋外環境整備、幼児急増・定員増に伴う新増築にかかる緊急整備及びエコ改修事業に要する経費の一部を補助するため、二一九億円を計上しています。

2 私立学校の教育研究基盤設備の整備

私立大学等における研究設備及び教育基盤設備の整備、私立高等学校等におけるIT教育設備の整備に要する経費の一部を補助するため、八〇億円を計上しています。

以上の補助については、いわゆる「十五か月予算」として編成されており、かつ、通常の当初予算や補正予算の数倍の規模の予算額が確保されています。二十五年年度分の前倒しを含め、この機会に積極的に申請いただくことが期待されます。また、上述のとおり、補助・融資制度の改善により、学校法人の負担軽減が図られ、これまでになく柔軟な申請が可能となっています。文部科学省では、二十五年二月六日の締め切り以降も予算執行の状況等を

平成24年度補正予算(第1号)案における制度改善について

私立学校施設の耐震化等防災安全対策に係る補助及び融資制度の改善充実

●学校法人負担の軽減、補助制度の改善による補助対象の拡大

【恒久】H24補正予算からの恒久的措置
【時限】H24補正、H25予算の時限措置

- ・実施設計費の上限(1%)撤廃【恒久】
- ・補助対象事業経費の上限の撤廃【平成27年度事業まで】
【耐震改修】小・中・高校等:2億円⇒**制限なし**、幼稚園:1億円⇒**制限なし**
- ・自家発電設備の単体整備の補助対象化
避難所の指定を受けた小・中・高校等、幼稚園及び災害拠点病院の指定を受けた大学病院への自家発電設備の単体整備を補助対象化(可搬式のものとは除く)
(小・中・高校等、幼稚園:200万円以上・500万円以下【恒久】、大学:上限・下限なし【時限】)
- ・補助対象事業経費の下限額の引き下げ【時限】

	大学	短大・高専	高校等	幼稚園
耐震改修	1,000万円	1,000万円 ⇒ 400万円	400万円	400万円
非構造部材の耐震対策、防災機能強化(備蓄倉庫、自家発電設備等)	300万円	300万円 ⇒ 制限なし	制限なし	300万円 ⇒ 制限なし 【恒久】
安全機能強化(バリアフリー)	300万円	300万円 ⇒ 150万円	1,000万円 ⇒ 150万円	—
安全機能強化(防犯対策)	—	—	400万円 ⇒ 200万円	—
安全機能強化(アスベスト)	制限なし	制限なし	制限なし	400万円 ⇒ 制限なし

●日本私立学校振興・共済事業団の行う長期低利融資制度の拡充等

<大学等、小・中・高校等、幼稚園>

- ・耐震化等防災安全機能強化に対する長期低利融資制度の創設(融資期間20年間、金利0.5%)
耐震補強、非構造部材の耐震対策、幼稚園の耐震改築(H27融資分まで)
防災機能(備蓄倉庫等)及び安全機能(バリアフリー等)強化事業(H25融資分まで)※大学病院の自家発電設備整備除く

<小・中・高校等、幼稚園>

- ・上記の長期低利融資の貸付条件の改善
【融資限度率の撤廃】改修75%、改築80% ⇒**100%へ引き上げ**
【担保査定額引き上げ】土地評価額×80%まで ⇒**これに建物事業費×80%まで加算可と緩和**
【資産査定額引き上げ】(総資産－総負債)×30%－事業団借入金 ⇒**(総資産－総負債)×40%に緩和**

私立学校の教育研究基盤(施設・設備)の整備に係る補助制度の改善充実

●学校法人負担の軽減、補助制度の改善による補助対象の拡大

- ・実施設計費の上限(1%)撤廃【恒久】
- ・私立大学病院における教育・研究装置、教育基盤・研究設備の補助対象化
※主として教育研究に使用するものを対象とする
- ・補助対象事業経費の下限額の引き下げ【時限】

	大学	短大・高専	高校等	幼稚園
研究装置(大学のみ)、教育装置	4,000万円 ⇒ 1,000万円	3,000万円 ⇒ 500万円	—	—
ICT活用推進事業、高機能化整備事業	1,000万円	1,000万円 ⇒ 250万円	1,000万円 ⇒ 250万円 (校内LAN工事)※	—
エコキャンパス推進事業、エコ改修	1,000万円	1,000万円 ⇒ 500万円	1,000万円 ⇒ 500万円	400万円 ⇒ 200万円
研究設備(大学のみ)、教育基盤設備、高校等IT教育設備	500万円	500万円 ⇒ 250万円	500万円 ⇒ 250万円	—

※IT設備と一体整備する場合は、300万円⇒**150万円**

助成業務

踏まえながら、引き続き申請を受け付けています。また、近年は厳しい予算状況から補助金の圧縮を余儀なくされてきましたが、教育研究基盤の改善が

円滑かつ着実に図られるよう申請ごとの補助金の交付を目指すとともに、次年度への繰越しについても、弾力的に対応する予定としています。

九州北部豪雨等により被災した私立学校施設の災害復旧
二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨により被害

を受けた私立学校施設に対する災害復旧費補助として、一億円を計上しています。



すべての授業を専門教室で行う教科センター方式

二〇一〇年秋、同志社中学校は発祥の地である京都御苑北の「今出川キャンパス」から国立京都国際会議場に隣接した自然豊かな新キャンパスに移転しました。京都駅から地下鉄で二十分。駅に隣接して広がる新校地は、甲子園球場の二・五倍の約一〇万平方メートル。訪れた保護者や国内外の教育関係者から「誰もが憧れる理想的な校舎」と賛辞が寄せられ、見学した小学生は「ぜひ合格してこのキャンパスで学びたい」と決意を固めてくれます。京都市内はもとより、大阪や神戸など関西広域、近年では岐阜や名古屋方面

学校の沿革
学校法人同志社は、同志社大学や同志社女子大学のほか四つの高等学校・中学校そして二つの小学校、幼稚園を擁する総合学園です。
その起源は、新島襄が一八七五年に創設した同志社英学校にあります。幕末、鎖国の時代に、新島襄は国禁を犯してアメリカに渡航。現在も全米で最高峰のリベラル・アーツ・カレッジと言われるアーモスト大学に学び、帰国後同志社英学校を創設しました。キリ

連載 ⑰

魅力あふれる学校づくりを目指して

新時代の校舎建築と教科センター方式による
学校運営で魅力創り

同志社中学校・高等学校 副校長 竹山 幸男

豊かな緑に囲まれた
美しい赤レンガ校舎のキャンパス
スト教主義教育を受けた学生たちが、実業家や法律家、医者、芸術家など、さまざまな分野の職業人となって社会に出て行くことによって、日本の社会が変革され、近代化されるといふ考えでした。「ただ技術や才能のある人物を育成するだけでなく、良心を手腕に運用する人物を育てる」という創立者の精神は、真理を愛し、他者に対する思いやりの気持ちを大切にしているキリスト教主義教育を基本としています。



厳かな雰囲気の中で人生の指針を得る礼堂兼講堂

から新幹線で通学してくる生徒もいます。外観を赤レンガ、内装を落ち着いた木目で彩られた校舎は、新キャンパスのシンボルであるグレイスチャペルを中心に、高等学校とともに外国の街並みを彷彿とさせる格調高い落ち着いたキャンパスとなっています。また京都市の歴史的文化的財に関わる風致地区に位置する本校は、それに相応しい和風の瓦屋根とし、各校舎は芝生のあるヤードを囲むように建てられています。明治の学制発布以来、日本の各地で見られる片側廊下に教室というハーパー型の一モニカ型の教室配置や高層階の校舎など、効率を最優先させたものとは大きく異なっています。

新キャンパスは、学校建築計画の第一人者である長澤悟先生（東洋大学）の監修、香山壽夫先生（東京大学名誉教授）の設計によるもので、ハーバード大学に代表されるアメリカ北東部、ニューイングランド地方の大学をイメージして計画されました。「現在の中学生が活躍する今後の世界や社会はどのようなものか」「未来の世界市民となる生徒たちの学習の場であり、一人ひとりの成長を育むキャンパスとは何か」など、監修者や設計者とともに、さまざまな工夫を凝らしながらこのキャンパスを創りあげました。

建築が与える人間への影響は、目に見えるもの、見えないものを含めて多大なものとしており、子どもたちにとって毎日の大半を過ごす「学校」という場の環境は想像以上に大きな働きかけをなすものです。特に、一人ひとりの人格形成の基礎をつくる、第二の誕生と言われる「自我に目覚める思春期」を過ごす中学校・高等学校の学校環境は、とりわけ重要なものだという観点から、十年を超える調査と検討を重ねて新たな校舎建築を練り上げてきました。

同志社中学校

教科センター方式での学校運営

新キャンパスにおいては、従来の一般的な中学校の学習スタイルとは一線を画す教育環境を実現しています。私たちが目指したのは、創立者 新島襄の「自由・自治・自立」の精神に基づき一人ひとりを大切にしたいという



学び」と「教科の専門的な学び」をより一層強化した最新の学びの場の創出です。これまでも多くの特別教室を有しており、特に理科などは物理・化学・生物・地学の分野別に特別教室を設けるなど、設備も含め施設が充実していました。それに加え、今回の「教科センター方式」の校舎教室配置では、これまで普通教室で授業をしていた国語、数学、社会、英語などの教科においても複数の教科専門教室を設け、全授業を教科専門教室で行うようにしたことが大きな特徴です。そのため、生徒たちは、授業ごとに教科専門教室に移動して授業を受けます。このことが生徒の主体性をより高めています。また各教科の専門教室に隣接したメディアスペースは、教科の関連書籍や教具などを置いているほか、生徒のレポ



高度な教材・教具で学ぶことができるメディアスペース

トや研究発表などを行ったりと、展示スペースにもなっています。このスペースは、教科教員室とも隣接しており、教科の補習、先生への質問や相談、生徒の自習スペースとしても活用しています。これらの教科専門教室すべてに電子黒板やプロジェクター、それに付随する機器類を完備し（文部科学省からの補助金を一部活用）、それらを教員はもちろん生徒たちも個人やグループ発表において積極的に活用することで、より興味深くわかりやすい授業を展開しています。中学校校舎棟の「立志館」の中心には、三万七、〇〇〇冊所蔵の中学生専用の図書・メディアセンターが配置され、読書教育はじめ教科教育や研究発表調査のための資料調べに活用されています。

本校では、学習指導要領をはるかに超えた質と量を学ぶことも特徴です。大学までの学びにつながる教科学習との初めての出会いとなる前期中学校教育。高等学校や大学で学ぶことも一部取り入れながら、学問のおもしろさに触れ、将来につながる興味や関心を引き出し、一人ひとりの知的好奇心、探究心を育むことを目指します。そのため、これまでも各教科において教科書とともにオリジナルのテキストやプリントを用いた授業が展開されてきましたが、新しい校舎建築の中でますます授業内容を充実させることのできる学習環境が実現しました。教員が教室に



欧米の街並みや大学キャンパスを彷彿とさせる校舎群

出向くのではなく、生徒が教科専門教室に移動することにより、その一時間の授業に必要な実物や写真、映像を含めた各種データ、掲示資料を効果的に準備することができま。また、授業方法についても机配置の工夫などにより、グループ学習・発表を含めた授業展開も可能です。生徒同士による発表や討論、掲示物による学びは、学習に対するモチベーションの限らない高まりがあります。学年を超えて仲間とともに学びを啓発し合う環境こそ、柔軟な思考力を養う上で中学校時代に必要不可欠なものと考えています。

**学びを支える学校文化―
大学・社会人につながる学びを**

大学生、社会人となつてから必要とされる人間関係力やコミュニケーション

ン力などは、本校の学校行事の中で養われてきたと、卒業生からよく聞く言葉です。例えば、クラス演劇の取り組みでは、一つの目標に向かいながらも、クラス内でぶつかり合い、失敗や挫折を生かす経験をする。このようなことが、これからの社会を生きていくための底力を養うことにつながると期待しています。海（丹後由良）・山（北アルプス）などのキャンブ学習では、自然の偉大さに出会い、克己心を養うことで自らの価値観や可能性を広げます。地球規模で深刻化する諸問題を解決するためには、「専門分野の枠を超えて問題を発見、解決する力」、「幅広い視野で物事を判断できる力」、「人間としてのあり方や深い洞察力」というようなりべラル・アーツ教育を通して養成される人物の育成が求められています。そのためには、多面的で多角的な分野の経験を積んでおくことが大切です。それを、授業内容だけでなく、学校施設という教育環境面からも、大学生の段階でなく感性豊かな中学生時代から育んでいこうとすることが、本校の大きな特色といえます。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

竹山 幸男（たけやま ゆきお）

二〇一〇年より、同志社中学校・高等学校副校長。

特定健康診査の結果データの提出 期限と特定保健指導の実施

福祉部 保健課

— 定期健康診断終了後は、速やかにご提出ください —

平成二十四年度 特定健診結果の提出期限

学校法人等から提出していただく加入者にかかる特定健診結果データの提出期限は、毎年度九月三十日とします。

ただし、定期健康診断の実施が十月以降となる場合は一月三十一日、二月以降に実施する場合は五月三十一日と、段階的に提出期限を定めています。提出期限にかかわらず、定期健康診断終了後は、速やかに提出してください。

提出された定期健康診断の結果データから特定保健指導が必要と判定された人については、「特定保健指導利用券」を送付しますので、対象者に配付してください。

なお、最終期限である五月三十一日を過ぎて提出があった場合は、当該年度の結果通知（情報提供冊子を含みます）や「特定保健指導利用券」を送付できませんのでご了承ください。

事業主（学校法人等）からの特定健診に関する記録の写しの提供については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第二十七条及び厚生労働省令第十四条に基づくものです。

特定保健指導利用券の有効期限

特定保健指導利用券に記載されている有効期限を確認し、期限内に初回面談を受けていただくよう対象者への勧奨をお願いします。

なお、特定保健指導利用中に、退職などにより加入者資格を喪失した場合は、**有効期限にかかわらず、その時点で特定保健指導は中止となります**（任意継続加入者になる人は、継続して特定保健指導が受けられます）。

資格喪失後も、保健指導の継続を希望される場合、**資格喪失後に発生した保健指導費用は自己負担となりますので、注意してください。**

特定保健指導を受けやすい環境づくりにご協力ください

教職員の健康管理の一環として、特定保健指導の対象となった人へ、利用の呼びかけをお願いします。

特定保健指導機関の多くは休日に利用することができないため、就業時間中に保健指導を受けに行くことができず、協力をお願いします。

なお、私学事業団では、保健指導対象者の利便をはかるため、保健指導機関が学校等へ訪問する「学校訪問型保健指導」を実施しています。

希望される学校法人等は、次の保健指導機関へ直接連絡をお願いします。

（株）全国訪問健康指導協会
問い合わせ先

☎03（5209）8553

担当 中前、小坂

受付時間（平日） 十時から十二時、
十四時から十七時

ヘルスケア・コミッティー（株）

問い合わせ先

☎03（3815）5006

担当 廣瀬、菊地

受付時間（平日） 九時から十六時

第二期特定健康診査等実施計画

平成二十五年一月二十四日（木）に開催された第五十六回共済運営委員会において、「第二期特定健康診査等実施計画」が承認されました。実施率目標については次のとおりです。詳細は、私学共済ホームページ（特定健康診査・特定保健指導▼第二期特定健康診査等実施計画）をご覧ください。

〔実施率目標〕

〔単位：％〕

	特定健康診査					特定保健指導				
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加入者	76	80	84	88	92	16	18	21	25	30
被扶養者	41	48	55	62	69	16	18	21	25	30
任意継続加入者	41	48	55	62	69	16	18	21	25	30
全体	65	70	75	80	85	16	18	21	25	30

平成二十五年度の掛金率

企画室

平成二十五年度の掛金率は、二十五年一月二十四日開催の共済運営委員会において了承され、二十五年四月から表のとおりとなりますのでお知らせします。

短期掛金率

①短期給付分掛金率の改定

短期掛金率のうち短期給付分掛金率については、十五年度に改定して以来、加入者の増加により財政の均衡が保たれていたことから長年据え置いてきましたが、今後、数年間にわたる短期勘定の推計を行ったところ、年々増加する(注)高年齢者医療制度への支援金等の負担により、単年度収支は二十三年度以降マイナスに転じ、二十六年には財源が枯渇することとなり、掛金率の見直しが必要となります。掛金率の改定にあたっては、二十六年に掛金率を引き上げた場合、急激な引き上げ幅となり、学校法人、加入者にかかる負担が重なることから、一年前倒しして保険料の平準化を図り、数年間にわたって財政の均衡が保たれるようにするために、現行の六・五二%を〇・八七ポイント引き上げ、七・三九%に改定します。

②介護分掛金率の改定

短期掛金率のうち介護分掛金率につ

いては、厚生労働省からの通知による諸係数を基に私学事業団が負担すべき介護納付金の額を算定した結果、前年度より十億七千万円増加することとなったため、現行の一・〇二五%を〇・四九ポイント引き上げ、一・〇七四%に改定します。

③短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」

二十五年分特定保険料率に相当する掛金率(高年齢者医療制度への支援金等に充てるための掛金率)は三・一六%となります。加入者と学校法人等が折半して負担するため、加入者負担分は一・五八%(三・一六%×二分の一)です。この一・五八%は短期掛金率の内訳を示すものであり、新たな負担が生じるものではありません。特定保険料率の詳しい内容は、私学共済ホームページ「きょうさいトピックス」をご覧ください。

長期掛金率

長期掛金率のうち長期給付分掛金率については、共済規程に基づき、現行

の一三・二九二%を〇・三五四ポイント引き上げ、一三・六四六%に改定します。

(注)高年齢者医療制度への支援金等

二十年四月からスタートした、七十五歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度は、公費(約五割)、高齢者の保険料(約一割)、各保険者からの支援金(約四割)により財政を支える仕組みとなっています。七十五歳以上者にかかる後期高齢者医療費は毎年増え続け、二十一年度十二兆円、二十二年度十二兆七千億円、二十三年度十三兆三千億円と増加しており、二十七年には十六兆九千億円に達すると推計されています。増え続ける後期高齢者医療費に連動して、後期高齢者医療制度への支援金は年々増加し、各医療保険者の財政にも大きな影響を与えており、掛金率を見直さなければならぬ状況となっています。とりわけ、財政基盤の弱い協会けんぽは、財政がひっ迫しており、その支援策の一つとして全加入者割であった支援金の按分方法を見直し、二十二年七月から三分の一総報酬制(三分の二加入者割)が導入されました。この総報酬制の考え方は、財政力にバラつきのある各医療保険者の負担を是正し、公平な負担を

図る観点から導入されたものですが、給与の高い加入者のいる医療保険者においては、報酬に応じた負担となるた

め、財政への影響が増大してしまいました。今後も高齢者医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の公平性を図るためにも、抜本的な見直しが必要となっています。このような状況を踏まえ、二十四年八月二十二日に成立した社会保障制度改革推進法に基づき設置されることとなった社会保障制度改革国民会議において、今後の高齢者医療制度について検討し、結論を得ることとされています。

ご存じですか?

ジェネリック医薬品

企画室

ジェネリック医薬品がどのようなものかは、本誌一月号でお知らせしたとおりですが、実際にどの程度安くなるのでしょうか。

今月号では高血圧症に処方される薬の例を紹介します。上表のとおり、ジェネリック医薬品にする、先発薬の一番安い薬価では、

六四・二円も安くなります。先発薬と同等の効果で薬代を節約でき、結果として国の医療費適正化にもつながります。

例：高血圧症に使用される薬
A錠1錠10mg

B社	先発薬	87.5円
C社	ジェネリック	23.3円
D社	ジェネリック	63.0円

〈平成25年度の掛金率〉

①40歳以上65歳未満の加入者 () 内は24年度の掛金率

(単位：%)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	7.39 (6.52)	1.074 (1.025)	0.055	0.125	8.644 (7.725)	13.646 (13.292)	0.055	0.125	13.826 (13.472)	22.47 (21.197)
乙種加入者等	7.39 (6.52)	1.074 (1.025)	0.055	0.195	8.714 (7.795)	-	-	-	-	8.714 (7.795)
丙種加入者	-	-	-	-	-	13.646 (13.292)	0.055	0.195	13.896 (13.542)	13.896 (13.542)
任意継続加入者	7.39 (6.52)	1.074 (1.025)	0.055	0.125	8.644 (7.725)	-	-	-	-	8.644 (7.725)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者 () 内は24年度の掛金率

(単位：%)

区分	短期掛金率					長期掛金率				合計
	短期給付分	介護分	事務費分	福祉事業分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲種加入者	7.39 (6.52)	-	0.055	0.125	7.57 (6.7)	13.646 (13.292)	0.055	0.125	13.826 (13.472)	21.396 (20.172)
乙種加入者等	7.39 (6.52)	-	0.055	0.195	7.64 (6.77)	-	-	-	-	7.64 (6.77)
丙種加入者	-	-	-	-	-	13.646 (13.292)	0.055	0.195	13.896 (13.542)	13.896 (13.542)
任意継続加入者	7.39 (6.52)	-	0.055	0.125	7.57 (6.7)	-	-	-	-	7.57 (6.7)

〈区分〉 甲種加入者…短期・長期適用者
 乙種加入者等…短期のみ適用者 (乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院への公務員派遣加入者)
 丙種加入者…長期のみ適用者
 任意継続加入者…退職後短期のみ適用者

◎掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

◎都道府県補助金は、標準給与の月額にかかる長期掛金に対して補助されます。賞与等の額にかかる長期掛金に対する補助はありません。

共済業務

相談員制度の終了

広報相談センター相談班

相談員制度は昭和五十年の発足以来、事務担当者の皆様の身近な相談窓口として、三十八年に及ぶ歴史を刻んでまいりました。しかし近年になって、個人情報に及ぶ相談内容が増加し、相談員の方々は加入者データの閲覧ができないため、ご負担をおかけする結果を招くこととなっております。

このような事情から、相談員制度は平成二十五年三月三十一日をもって終了させていただきますこととなりました。相談員の皆様には多大なご協力を賜りましたことを厚くお礼申しあげます。今後の私学共済の事務手続き等に関するお問い合わせは、各会館の共済業務課または共済事業本部相談班をご利用いただけますようお願い申し上げます。

相談窓口	電話番号
○広報相談センター相談班	03(3813)5321
○共済業務課	
札幌ガーデンパレス	011(222)6234
仙台ガーデンパレス	022(299)6231
名古屋ガーデンパレス	052(957)1388
大阪ガーデンパレス	06(6393)9701
広島ガーデンパレス	082(262)1134
福岡ガーデンパレス	092(752)0651

様式用紙等の請求方法

電話が込み合う時期等には、ファクス請求やホームページからのダウンロードが便利です。

●ホームページからのダウンロード

私学共済ホームページ(様式用紙等のダウンロード)では、①キーワードの三通りの方法で用紙を検索できます。ダウンロードできない用紙については、請求方法等をご案内しています。

●ファクスで請求する

用紙請求専用のファクスを設置しています。ご利用の際は、任意の用紙に①学校名、②学校記号番号、③郵便番号・住所、④電話番号、⑤担当者名、⑥用紙名(様式番号不要)、⑦必要数を明記してください。

受付窓口	様式用紙等の請求専用ファクス
○広報相談センター相談室	03(3813)1081
○共済業務課	
札幌ガーデンパレス	011(222)6311
仙台ガーデンパレス	022(299)6296
名古屋ガーデンパレス	052(957)1387
大阪ガーデンパレス	06(6393)9728
広島ガーデンパレス	082(262)1149
福岡ガーデンパレス	092(713)3581

採用時の手続き

加入者の資格取得

資格課

教職員を採用したときは、採用の日から十日以内に資格取得の報告をしてください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者であっても資格取得の報告は必要です。

なお、四月一日採用予定者は事前受付をご利用ください(本誌二月号参照)。

◆提出する書類

(1) 資格取得報告書

① 新規資格取得

初めて私立学校(私学共済制度加入校。以下同じ)の教職員となった人

② 継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に後任教で加入者になる人

③ 再資格取得

過去に私学共済制度に加入した人で、一日以上の期間を空けて再び加入者になる人

※同一法人で複数の学校を有する場合は、必ず所属している学校で「資格取得報告書」を提出してください。

(2) 所属学校等変更報告書

同一法人内の別の学校に異動になっ

た人

※複数の学校を有する同一学校法人内で所属が異動があった場合は、必ず「所属学校等変更報告書」を提出してください。

◆記入上の注意

(1) 氏名欄に外国人氏名を記入するとき

・フリガナ欄↓カタカナで記入し、氏と名の間にスペース二字が必要です。
・漢字欄↓漢字・カタカナ又は大文字のアルファベットで記入し、氏と名の間はスペース一字が必要です。
・氏と名の間のスペースは、一か所のみとなります。

(2) 基礎年金番号の記入

私学事業団では、提出された「資格取得報告書」の基礎年金番号に基づき、加入者情報を日本年金機構に提供しています。基礎年金番号の記入がない場合、二重に付番されてしまいます。また、同一人と思われる人がいる場合は、付番済みの可能性があるとして、日本年金機構から加入者あてに「基礎年金番号照会(回答)について」が送付されます。この回答をしなければ、加入者の取得情報をはじめ、その後の異動処理(氏名・住所変更や資格喪失

等)についても日本年金機構では収録されないため、国民年金第一号被保険者の資格が喪失されなかったり、年金請求時の手続きが複雑になることがあります。

「資格取得報告書」には、必ず本人に基礎年金番号を確認のうえ記入し、基礎年金番号を確認できる書類(基礎年金番号通知書等)の写しを添付してください。

基礎年金番号が確認できない場合は、返送されることがありますのでご注意ください。

(3) 住所欄

フリガナも忘れずに記入してください。

◆任意継続加入者が再び私立学校に就職して加入者になるとき

任意継続加入者は、「任意継続加入者資格喪失申出書」に再資格取得する学校名と取得日を記入し提出してください。学校法人等は、「資格取得報告書」(再資格取得)の余白に「任意喪失申出書提出済」と朱書きし、提出してください(被扶養者がいる場合は、次項参照)。

被扶養者の認定 資格課

採用の際に被扶養者がいるときは「被扶養者認定申請書」に、戸籍謄本など加入者との続柄を確認できる書類や所得証明書など扶養の事実を証明する書類を添付して、必ず資格取得日か

ら三十日以内に提出してください。

資格取得日から三十日を過ぎて申請した場合は、その申請が本事業団で受理された日(発信日が確認できる場合はその日)が被扶養者の認定日となりますので注意してください。

やむを得ず添付書類が整わないときは、「被扶養者認定申請書」に添付書類が整わない理由書を添えて送付してください。受け付け後、書類不備で返送しますので、添付書類が整い次第一括して再提出してください。その場合、「被扶養者認定申請書」の事由発生日にさかのぼって確認の処理を行い、加入者被扶養者証を交付します。

継続資格取得の場合は、被扶養者に変更がなければ申請は不要です。

※加入者番号がまだ決定されていない場合、「被扶養者認定申請書」の加入者番号欄については、学校記号番号までを記入してください。

◆被扶養者認定申請時の添付書類

(1) 認定に必要な添付書類については、本誌平成二十四年十一月号に掲載している「被扶養者認定申請ガイド」と事例」及び二十四年版「事務の手引」一二九〜一四九頁、私学共済ホームページ(こんなときどうする?)を参照してください。

(2) 被扶養者のいる任意継続加入者が再資格取得し、引き続き被扶養者の認定を申請する場合は、「被扶養者認

定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすること、添付書類を省略できます。

(3)他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から、引き続き資格取得する場合

①前の健康保険制度で配偶者や子が被扶養者に認定されていたときは、添付書類を健康保険証・組合員証の写し又は資格証明書（続柄、生年月日が確認できるもの）に省略することができます。

②子のみの認定申請で、学校法人等から扶養手当が支給されない場合は、①のほかに夫婦共同扶養に関する書類も必要です。加入者と配偶者の収入を比較する書類として、加入者の年収見込証明書と配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票を添付してください。

◆国民年金第三号被保険者の届け出

六十五歳未満の加入者が二十歳以上六十歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請する場合は、国民年金第三号被保険者の届け出を同時に提出してください。



**加入者証が届く前に
保険診療を受けるとき**
資格課・短期給付課

(1)加入者番号が決定している場合又は被扶養者として認定された場合

学校法人等の代表者が加入者に「療養資格証明書」（事務の手引）九二頁参照）を交付することができます。加入者番号等は共済事業本部又は各カテゴリーの共済業務課（東京を除きます）に問い合わせてください。

(2)加入者番号が未決定の場合

医療機関の窓口では、いったん医療費の全額が自己負担となります。この場合、自己負担のうち、保険診療に該当する分については療養費や家族療養費として現金給付されますので、「診療報酬領収済証明書」に医師の証明を受け、「療養費・家族療養費請求書」に添付して請求してください。

**継続資格取得者の
福祉事業 保健課・貸付課**

◆積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資格取得したときは、積立貯金は一時留保の取り扱いとなります。新たな加入者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出することにより、積み立てを再開できます。

◆積立共済年金・共済定期保険
積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となります（手続不要）。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

◆貸付け

(1)一般・教育・結婚・災害・医療貸付

住宅貸付以外の貸付けを利用して、住宅貸付以外の貸付けを利用して、後任校を通じて「異動報告書」を提出すれば、後任校でも引き続き定期償還できます（事務の手引）九四八・九頁参照）。

(2)住宅貸付

住宅貸付を利用して、前任校から退職手当等が支給される場合は、継続資格取得をしても、即時償還しなければなりません。なお、前任校の退職手当等で全額償還できない場合や、同一県内の退職金財団加盟校間の異動などの事情で退職手当等が支給されないう場合、後任校で定期償還を続けることができますので、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き
イ 退職手当の額が即時償還額よりも

少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書」（書式は任意、ダウンロード可）を作成し、提出してください。折り返し本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知等を送付しますので、償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。

ロ 前任校と後任校が同一県内の退職金財団に加盟しているため、退職手当等が引き継がれるときは、「退職手当引継証明（退職手当を後任校に引き継ぐ旨を記入したもの。書式は任意）」を作成し、提出してください。
ハ その他の事情で退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」（書式は任意）を作成し、提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を作成し、提出してください。
・「異動報告書」
・「退職手当引当承諾書」
・「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」（団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合のみ）
異動報告を確認すると、即時償還を取り消して定期償還を継続した旨を通知します。この際に、前任校で定期償還していない月分の「払込取扱票」を個別に作成し送付しますので、借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。なお、借受人に、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。



共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号をお手元にご用意ください。

共済業務

本誌25年1月号(VOL.181)9ページ「短期給付の請求はお済みですか」の記事中、東日本大震災で被災したときの災害見舞金等の請求時効に誤りがありましたので、おわびして以下のとおり訂正します。

誤：25年3月10日で時効

正：25年3月11日で時効

昭和28年4月2日以後生まれの人の退職共済年金の請求時期と支給繰上げ

これまで、特別支給の退職共済年金は60歳で受給権が発生していましたが、支給開始年齢の引き上げに伴い、昭和28年4月2日以後に生まれた人(平成25年4月1日以後に60歳になる人)からは、60歳では受給権は発生しないこととなります。

また、この支給開始年齢の引き上げに伴い、該当する生年月日の人は、退職共済年金を繰り上げて請求することができますようになります。

詳細は、本誌1月号をご覧ください。【年金第一課】

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

平成25年3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届出の事前受付を3月1日(金)から実施しています。

加入者証等は毎週2回の決定後に順次発送します。詳しくは、本誌2月号をご覧ください。

受付期間：3月1日以降

決定日：受け付けから8～10日後の火曜日・金曜日

発送日：決定日から3日後(土・日・祝日を除きます)

- 受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におおむね2週間(標準処理期間)が必要となります。
- 標準処理期間中は、処理状況に関する照会を控えていただくようご協力をお願いします。
- 3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、4月1日以降に該当者に渡してください。
- 例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りのないよう確認のうえ提出をお願いします。【資格課】

貸付けの申込締め切り日にご注意ください

4月22日送金分は3月29日(金)が締め切り日となります。通常の締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日・祝日のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【貸付課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、電話が繋がりにくい状態となっています。特に月曜日や午前中は大変混雑しておりますので、ご迷惑をおかけしますが、ご了承ください。

共済定期保険の配当金の送金

24年度配当金の送金は6月下旬の予定です。24年10月1日現在の共済定期保険加入者に配当します。現在届けている指定金融機関(保険料振替口座)の口座解約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支店名や口座番号の変更がある場合には、4月10日(水)までに「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。期限までに変更申出書の提出がないと、配当金の送金が遅れる場合があります。口座の登録内容に変更があった場合は、保険料の振り替えに支障のないよう速やかに届け出てください。

【保健課】

平成25年度の任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額

任意継続加入者にかかる標準給与の月額の上限額は平成25年4月から379,000円に変更となります。

なお、25年度の「任意継続掛金早見表」及び「任意継続加入者用介護分掛金早見表」は、3月上旬に送付する予定です。

【掛金課】

3月の共済業務スケジュール

1日(金)	資格 事前受付開始
4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 2月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(木)	貯金 送金
22日(金)	貸付 送金
25日(月)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(木)	掛金 2月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 3月分定期償還口座振替(自振校のみ)
29日(金)	貸付 4月22日送金申込締め切り

4月の共済業務スケジュール

1日(月)	掛金 2月分納期限
2日(火)	貸付 送金
6日(土)	貸付 3月分定期償還期限
10日(水)	貯金 払込期限(必着)
15日(月)	貸付 5月2日送金申込・任意償還申出締め切り



私学振興事業本部
〒102-8145 千代田区富士見1-10-12
☎03(3230)1321(代表)

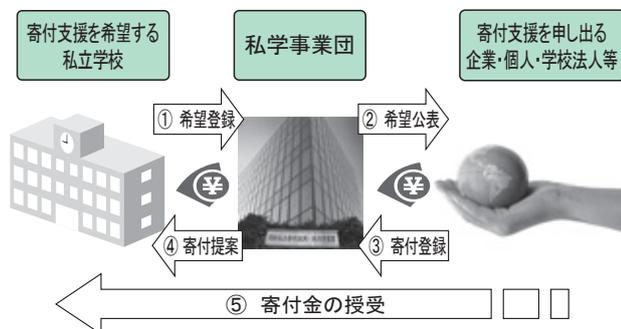
被災された私立学校への寄付サイト 「私学支援ポータルサイト」のご案内

被災された私立学校では、
今でも支援を必要としています。

東日本大震災により被災された私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学等への寄付金を橋渡しするため、私学事業団のホームページに「私学支援ポータルサイト」を開設しています。このサイトは、被災地の私立学校を支援できる環境を構築するための情報を収集し、企業等の法人又は個人と被災した私立学校をマッチングさせて、寄付金の授受を可能にします。また、インターネット経由で寄付金を募集することや、申し込みを行うことができます（下記「支援の流れ」参照）。

詳しい内容につきましては、私学事業団ホームページ
▶私学支援ポータルサイトをご覧ください。

■支援の流れ



助成部 寄付金課
☎03(3230)7317・7318
Eメール shien-ps@shigaku.go.jp

「自己診断チェックリスト」を ご活用ください

平成24年度版「自己診断チェックリスト」をホームページに掲載しています。

自法人の経営状態の把握や経営改善に向けた取り組みにぜひお役立てください。

私学事業団ホームページ ▶ 経営支援・情報提供 ▶ 自己診断チェックリスト 平成24年度版

私学経営情報センター 経営支援室
☎03(3230)7830・7832
Eメール shien@shigaku.go.jp

①助成業務の貸付金にかかる償還のご案内（平成25年3月分）

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付しました「償還年次表」、及び先日送付しました「貸付金返済期日のご案内」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（本事業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延損害金が発生しますので、ご注意ください。

償還金の振り込みにあたっては、次の点に留意してください。

- ①「貸付金返済期日のご案内（払込依頼書）」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、振り込みを行ってください。
- ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。特に3月は約定償還日にあたります。お忘れのないようお願いいたします。

②助成業務貸付金残高証明書の発行

貸付残高のある全学校法人に対し、平成25年3月31日現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に送付する予定です。

貸付残高のある法人においては、発行願を提出する必要はありません。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、理事長印を押印した「残高証明書の発行願」（A4判）と返信用封筒（切手を貼付したもの）を同封のうえ、ご提出ください。

- ①24年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ②24年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、24年度末時点において残高がない場合には、残高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

〔会計監査人への残高証明書の発行〕

会計監査人あての残高証明書は、私学事業団から直接監査人に発行します。必要とされる学校法人は、送付先の監査人の住所・名称（氏名）を明記した返信用封筒（表書に「学校法人〇〇学園監査資料」・「学校法人番号」を併記し、切手を貼付したもの）と残高証明書発行願にあたる「確認依頼状」（公認会計士協会所定様式）をご提出ください。

①②融資部 融資課
☎03(3230)7869~7871
Eメール yushi@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

団体旅行（宿泊+宴会+温泉入浴）にもご利用ください

夏目漱石をはじめとする文豪が逗留したことでも知られる湯河原は、万葉集にも歌われた湯（温泉）が自慢です。団体旅行には、宴会場を備え、「自家源泉掛け流し」温泉をご利用いただける湯河原宿泊所「敷島館」をご検討ください。

四季（敷島）の味プラン

1泊2食・1名様 11,500円

吟味した旬の会席料理をお楽しみいただけるプランです。



展望浴場（4階）へはエレベーターで移動できます。



夕食（イメージ）



宴会場



敷島館（外観）

湯河原 敷島館

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原宮上745 ☎0465(63)3755
 (JR「湯河原」駅から②番乗り場「奥湯河原」行き、又は「不動滝」行きバスで15分「美術館前」下車、すぐ前)

融資事業のご案内

平成25年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利率表（平成25年3月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業等並びに校(園)地の買収事業等	年% 1.5	年% 0.8	年% 0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.6	0.9	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.8	—

※融資金利率は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期資金（据置期間を含めて最大20年）・固定金利・元金均等償還です。

施設整備をご計画なら「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

25年度融資のご希望については、2月下旬から3月上旬頃に照会予定です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7862~7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp